

約款 新旧対照表

『sakura.io製品群利用約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第8条	<p>第8条 (ソフトウェアの使用許諾)</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 製品利用者は、本ソフトウェアの使用許諾を受けるにあたり、次の各号に定める事項を確認し、これに同意するものとします。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(5) さくら通信モジュールの一部または全部の機能を使用するためには、アップデートしなければならない場合があること。</p> <p>(6) ～ (8) (略)</p>	<p>第8条 (ソフトウェアの使用許諾)</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 製品利用者は、本ソフトウェアの使用許諾を受けるにあたり、次の各号に定める事項を確認し、これに同意するものとします。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(5) sakura.io製品群の一部または全部の機能を使用するためには、アップデートしなければならない場合があること。</p> <p>(6) ～ (8) (略)</p>	<p>・sakura.io製品群の種類の追加にともない、対象となる製品群が増えたため、文言の修正をおこないます。</p>
第16条	<p>第16条(さくらの通信モジュール(LTE))</p> <p>1. さくらの通信モジュール(LTE)を用いてプラットフォームとの通信を行える区域(以下、「サービスエリア」といいます)は、本サービスページにおいて定めます。ただし、当該サービスエリア内であっても通信が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信が行えない場合があります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4. 登録していたプラットフォームからさくらの通信モジュール(LTE)の登録を解除した場合、解除日の属する月の翌月から3か月を経過すると、以後当該さくらの通信モジュール(LTE)をプラットフォームに登録することはできなくなります。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第16条(さくらの通信モジュール(LTE))</p> <p>1. さくらの通信モジュール(LTE)を用いてプラットフォームとの通信を行える区域は、本サービスページにおいて定めます。ただし、当該区域内であっても通信が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信が行えない場合があります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4. プラットフォームからさくらの通信モジュール(LTE)の登録を解除した場合、解除日の属する月の翌月から3か月を経過すると、以後当該さくらの通信モジュール(LTE)をプラットフォームに登録することはできなくなります。</p> <p>5 (略)</p>	<p>・sakura.io製品群の種類追加にともない、文言の整理・統一のため修正をおこないます。</p>
新設	<p>(新設)</p>	<p>第17条(さくらの通信モジュール(920MHz)およびさくらの通信モジュール(24GHz))</p> <p>1. さくらの通信モジュール(920MHz)およびさくらの通信モジュール(24GHz)(以下、総称して「さくらの通信モジュールゲートウェイ方式」といいます)は、さくらの通信ゲートウェイを中継してプラットフォームとの通信を行うものであり、さくらの通信ゲートウェイを中継せずにプラットフォームとの通信を行うことはできません。</p> <p>2. さくらの通信モジュールゲートウェイ方式を用いて、さくらの通信ゲートウェイを中継したプラットフォームとの通信(以下、「中継通信」といいます)を行える区域は、本サービスページにおいて定めます。ただし、当該区域内であっても中継通信が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、中継通信が行えない場合があります。</p> <p>3. さくらの通信モジュールゲートウェイ方式を用いて中継通信できる時間帯に制限はありませんが、通信回線または本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、中継通信ができいない場合があります。</p>	<p>・追加される製品群についての規定を新設します。</p>
新設	<p>(新設)</p>	<p>第18条(さくらの通信ゲートウェイ)</p> <p>1. さくらの通信ゲートウェイは、当社が製品利用者に譲渡するものです(ただし、本SIMおよび本ソフトウェアを除きます)。製品利用者は、さくらの通信ゲートウェイを用いた通信を第三者に利用させる場合等、日本国または他国の電気通信に関する法令等(日本国における電気通信事業法およびその関連法令を含みます)が、これに限りません。以下、「電気通信関連法規」といいます)の適用を受ける場合には、当該電気通信関連法規を遵守するものとします。製品利用者は、本項の定め違反する行為により生じうるいかなる問題についても、自らの費用と責任でこれを解決するものとします。</p> <p>2. さくらの通信ゲートウェイを用いてさくらの通信モジュールゲートウェイ方式とプラットフォームとの通信の中継を行える区域は、本サービスページにおいて定めます。ただし、当該区域内であっても通信の中継が可能であることを保証するものではありません。特にトンネル、地下、立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信の中継が行えない場合があります。</p> <p>3. さくらの通信ゲートウェイを用いてプラットフォームと通信の中継ができる時間帯に制限はありませんが、通信回線または本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、通信の中継ができいない場合があります。</p> <p>4. さくらの通信ゲートウェイを、製造日の属する月の翌月から24か月以内に一度もプラットフォームに登録しなかった場合、以後当該さくらの通信ゲートウェイをプラットフォームに登録することはできなくなります。</p> <p>5. プラットフォームからさくらの通信ゲートウェイの登録を解除した場合、解除日の属する月の翌月から3か月を経過すると、以後当該さくらの通信ゲートウェイをプラットフォームに登録することはできなくなります。</p> <p>6. 前二項の定めにより、さくらの通信ゲートウェイがプラットフォームに登録できなくなったことにつき、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>・追加される製品群についての規定を新設します。</p>
附則 第1条	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成29年4月18日より適用されます。</p>	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成29年4月18日より適用されたsakura.io製品群利用約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年7月10日より適用されます。</p>	<p>・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>